

高知大学大学院総合人間自然科学研究科博士課程

黒潮圏総合科学専攻会議規則

平成20年3月26日

規則第126号

最終改正 平成27年3月16日規則第102号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学大学院総合人間自然科学研究科委員会規則第8条第3項の規定に基づき、高知大学大学院総合人間自然科学研究科博士課程黒潮圏総合科学専攻会議（以下「専攻会議」という。）に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 専攻会議は、本専攻専任担当の教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。

(審議事項)

第3条 専攻会議は、次の各号に掲げる高知大学大学院総合人間自然科学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）から付託された事項及び専攻個別の事項を審議する。

- (1) 教育課程の編成に関する事項
- (2) 学生の入学、退学、休学、転学、留学、除籍及び賞罰に関する事項
- (3) 課程の修了及び学位に関する事項
- (4) 専攻内の教育に関する予算、教育施設、教育設備の管理に関する事項
- (5) 専攻の教育組織に関する基本的事項
- (6) 専攻長候補者、副専攻長及び各種委員等の選出に関する事項
- (7) 教員の採用、退職等の提案に関する事項
- (8) 教員配置の要請に関する事項
- (9) 教員の教育業績の審査に関する事項
- (10) その他専攻の組織及び教育に関する重要事項

(議長)

第4条 専攻会議に議長を置き、専攻長をもって充てる。

2 議長は、専攻会議を主宰する。

3 議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長の指名する者が、これを代行する。

(会議の開催)

第5条 専攻会議は、定例に開催するものとする。ただし、専攻会議構成員の5分の1以上の者が、議題とその理由を示して専攻会議の開催を求めた場合は、専攻長は、これを招集しなければならない。

2 専攻会議構成員は、事前又は当日に複数人の賛同を得て議題を提出することができる。

3 専攻会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

4 海外渡航中の者並びに長期出張、休職及び病気休暇等の理由により1か月以上不在の場合は、前項の構成員の員数に含まない。

5 専攻会議の議決が必要な場合には、議長を含む出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長が、これを決するものとする。

6 専攻会議が必要と認めるときは、構成員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(委員会等への委任)

第6条 専攻会議は、専攻会議の所轄する事項を、専攻会議の議に基づいて設置した諸委員会に委任することができる。ただし、事後、専攻会議において、その報告及び承認を受けるものとする。

2 諸委員会の規則等は、別に定める。

(議事録)

第7条 専攻会議は、議事要録(配布資料を含む。)を作成し、保管するものとする。

2 専攻長は、議事要録の確認を行う。

3 専攻会議構成員は、議事要録を閲覧することができる。

(事務)

第8条 専攻会議の事務は、総務部物部総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、専攻会議の運営に関し必要な事項は、専攻会議が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日規則第107号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月16日規則第102号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。